

みらいふ訪問介護ステーション（指定介護予防訪問サービス） 運営規程

第1条 （事業の目的）

リアライト株式会社が設置するみらいふ訪問介護ステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問介護事業（指定介護予防訪問サービス）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態にある利用者に対し、指定訪問介護（指定介護予防訪問サービス）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護（指定介護予防訪問サービス）の提供を確保することを目的とする。

第2条 （指定訪問介護（指定介護予防訪問サービス）の運営方針）

事業所が実施する指定訪問介護（指定介護予防訪問サービス）は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

- 2 指定訪問介護（指定介護予防訪問サービス）の実施に当たっては、必要な時に必要な訪問介護の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 指定訪問介護（指定介護予防訪問サービス）の実施に当たっては、利用者の要介護状態（要支援状態）の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 4 指定訪問介護（指定介護予防訪問サービス）の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定訪問介護（指定介護予防訪問サービス）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 前6項のほか、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年条例第58号）「堺市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

第3条 （事業の運営）

指定訪問介護（指定介護予防訪問サービス）の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

第4条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 みらいふ訪問介護ステーション
- (2) 所 在 地 大阪府堺市中区福田1312番2号

第5条 (従業者の職種、職員及び職務の内容)

事業における従業者の職種および職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 (サービス提供責任者と兼務)

従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 (管理者と兼務)

訪問介護計画の作成・変更等を行い、利用の申し込みに係る調整をすること。

- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター等との連携にすること。
- ・従業者に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・従業者の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

- (3) 訪問介護員 (常勤・非常勤)

ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。従業者は、訪問介護計画に基づき指定訪問介護の提供に当たる。

- (4) 事務員 (常勤・非常勤)

必要な事務を行う。

第6条 (営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 24時間年中無休
- (2) 営 業 時 間 24時間年中無休
- (3) サービス提供時間 24時間年中無休

第7条 (指定訪問介護の内容)

事業所で行う指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

(1) 訪問介護計画の作成

身体介護に関する内容

(1) 訪問介護計画の作成

(2) 身体介護に関する内容

- ①排泄・食事介助 ②清拭・食事介助 ③体位変換 ④移動・移乗介助、外出介助
- ⑤その他の必要な身体介助

(3) 生活援助に関する内容

- ①調理 ②衣類の洗濯、補修 ③居住の掃除、整理整頓 ④生活必需費品の買い物
- ⑤その他必要な家事

第8条 (指定介護予防訪問サービスの内容)

(1) 介護予防訪問サービス計画の作成

(2) 訪問型独自サービスⅠ…1週に1回程度

(3) 訪問型独自サービスⅡ…1週に2回程度

(4) 訪問型独自サービスⅢ…1週に2回を超えた場合

第9条 (指定訪問介護(指定介護予防訪問サービス)の利用料等)

指定訪問介護(指定介護予防訪問サービス)を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生労働省告示第19号)によるものとする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、その実績を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- (1) 実施地域を超えてから片道6キロメートル未満 500円
- (2) 実施地域を超えてから片道6キロメートル以上 1,000円

3 前2項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分したもの)について記載した領収書を交付する。

- 4 指定訪問介護（指定介護予防訪問サービス）の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。
- 5 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護（指定介護予防訪問サービス）に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した指定訪問介護（指定介護予防訪問サービス）の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

第10条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、堺市全域とする。

第11条（衛生管理等）

従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 労働安全衛生法及びその他関係法令の定めるところにより、事業所の従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

3 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の措置を講じるものとする。

- （1）事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2）事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- （3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第12条（緊急時等における対応方法）

従業者は、指定訪問介護（指定介護予防訪問サービス）の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 指定訪問介護（指定介護予防訪問サービス）の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定訪問介護（指定介護予防訪問サービス）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第13条 (苦情処理)

指定訪問介護（指定介護予防訪問サービス）の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定訪問介護（指定介護予防訪問サービス）に関し、介護保険法第32条又は第115条の45の7の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定訪問介護（指定介護予防訪問サービス）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする

第14条 (個人情報保護)

事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

第15条 (虐待防止に関する事項)

事業所は、利用者の権利擁護・虐待の防止・発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
 - (5) 成年後見人制度の利用を支援
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第16条 (身体拘束等の禁止)

事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため

緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、身体拘束等の禁止については、基準省令第35条の2の規定によるものとする。

第17条（業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護（指定介護予防訪問サービス）の提供を継続的に実施するための、及び非常災害時の体制で早期の業務再開を図るための計画「業務継続計画」を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第18条（天災等不可抗力）

- 1 本契約の有効期間中、地震、噴火その他天災、事業者の責に帰すべからざる事由で、サービスを提供することができなくなった場合には、事業者は、利用者に対してサービスを提供すべき義務を負わないものとします。
- 2 前項においても、利用者は既に提供されたサービスについては所定のサービス利用料金を事業者を支払うものとします。

第19条（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第20条（その他運営に関する重要事項）

事業所は、従業員の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1）採用時研修 採用後6ヵ月後

（2）継続研修 年1年

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、指定訪問介護に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存するものとする。
- 5 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項はリアレイト株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、2025年5月1日から施行する。